

令和5年度第1回富津市障害者総合支援協議会会議録

発言者	発言内容
1. 開会  福原課長補佐	<p style="text-align: center;">(14:30)</p> <p>皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところ、令和5年度第1回富津市障害者総合支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます、障がい福祉課 課長補佐の福原と申します。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>なお、今年度より、障がい福祉課へと課名が変わり、障がい福祉係1係体制となっております。</p> <p>引き続きどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>会議に先立ちまして、本来ですと、人事異動等により委員を新たに引き受けてくださった皆様に委嘱状を交付させていただくところでございますが、会議時間の短縮を図るため、大変失礼であると存じますが、既に机の上に委嘱状を置かせていただいております。</p> <p>何卒ご理解下さるようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日机の上に座席表と会議次第を置かせていただいております。</p> <p>なお、会議次第につきましては、事前に配付しておりましたが、修正がありましたので、本日は机の上に置かせていただきました会議次第に沿って進行させていただきます。</p> <p>また、今年度から新たに委員を引き受けてくださった皆様につきましては、「いきいきふっつ障がい者プラン 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画」を併せて置かせていただいております。</p> <p>製本した計画書の在庫がなく、印刷したものとなっております。大変申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、事前に配付いたしました資料の確認をお願いします。</p>

(事前配布資料の確認)

以上となります。資料の不足はありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の会議は富津市情報公開条例第 23 条第 1 項の規定により、市民の意見を反映させるために設置する審議会等で、市民が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合を除き、公開することとなっております。

この規定により、本会議につきましても傍聴者の受入れ体制を整備し、会議結果を公表することとしておりますので、ご承知おきくださるよう、よろしくお願い致します。

また、会議録作成のため録音機の使用をさせていただきますので、ご了承願います。

2. あいさつ

福原課長補佐

それでは、はじめに、富津市障害者総合支援協議会 三沢会長から挨拶をよろしくお願い致します。

三沢会長

みなさんこんにちは、私は障害者福祉施設というところで仕事をさせてもらっています。先日、厚生労働省からの通知で、令和 3 年度の 1 年間で自治体に寄せられた障害者施設等における虐待についての相談や通報件数が 3,200 件を超え、統計取り始めた平成 24 年から過去最多件数になりました。虐待はあってはならないことなのに過去最多件数になったことに疑問もありますが、見方を変えると平成 24 年に施行された障害者虐待防止法が根付いてきた証拠なのかなとも考えられます。

また、昨日 LGBT 理解増進法案が自民党内で正式に承認されました。日本は、先進国であります、法整備が遅れているということニュースで放送していました。個人的には法整備は、すごく大事なことでありますが、実際に暮らされている LGBT の方に限らず障がいのある方々が暮らしやすくというところがなければ、何の意味もないと思っています。この後、議題にもあります「いきいきふっつ障がい者プラン」といったところも、時代に合

わせながら、実のある計画策定にすることが大切だと思っています。この協議会もこういった視点で活動できればと思っていますので、今後ともみなさんご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

福原課長補佐

ありがとうございました。続きまして、健康福祉部長 石井より挨拶を申し上げます。

石井健康福祉部長

4月1日の人事異動に伴い、健康福祉部長に着任いたしました、石井でございます。

富津市障害者総合支援協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から本市の障がい福祉行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

また、公私ともにご多用のところご出席いただき、ありがとうございます。

近年障がい福祉においては、ニーズの多様化が進み、ご本人やそのご家族の意向を的確に捉え、寄り添った切れ目ない支援が求められていますが、各事業所や関係機関・団体の皆さまには、日々継続した障がい福祉にご尽力賜り、心より感謝申し上げます。

本市におきましても、令和4年6月から、市が目指す10年後の将来像の実現に向けた基本方針となる「富津市みらい構想」がスタートし、8つの柱となる施策テーマの1つとして「福祉の充実したまち」を掲げ、「誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組み、住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるまち」の実現に向け、各種障がい施策に取り組んでまいります。

また、後ほど事務局より説明を申し上げますが、今年度は、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を予定しております。

この計画は、国の基本指針に即して、全国一斉に各市町村で策定されます。

委員の皆様方には、本協議会の各議題や計画の策定にあたり、本市の障がい福祉行政に対する忌憚のないご意見やご助言をいただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、皆様におかれましては、本市福祉行政の推進のため、引き続きお力添えをいただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 3. 新規委員 及び事務局紹介

福原課長補佐

続きまして、会議次第の「3 新規委員及び事務局紹介」でございしますが、会議時間短縮のため、事務局から名簿順にご紹介させていただきます。

名前を呼ばれましたら、お手数ですがご起立いただき、一言あいさつをいただきたいと思います。

(名簿順に新規委員を事務局が紹介)

続きまして、事務局を紹介致します。

(事務局の紹介)

それでは、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第1項に「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」とありますので、三沢会長に議長をお願い致します。

三沢議長

議長として会議を進行させていただきますので、皆様のご協力をお願い致します。

初めに、本日の出席者は17名ですので、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席がございしますので会議は成立します。

それでは議題に入る前に、始めに会議録署名人を決める必要があります。私の指名する方をお願いするということでご承認いただけますでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

では、富津市社会福祉協議会の川名委員ときみつ愛児園の藤寄委員のお二人をお願い致します。

なお、お二人には、後日事務局が調整した会議録を確認していただき、署名をお願い致します。

### 3. 議題

1)

各部会等の令和5年度の活動方針について

三沢議長

それでは、議題に入ります。

議題(1)「各部会等の令和5年度の活動方針について」を議題

平野課長

と致します。

事務局より説明をお願いします。

それでは、議題1「各部会等の令和5年度の活動方針について」をご説明させていただきます。

資料1「各部会の令和5年度の活動方針」をご覧ください。

新任の委員の方もいらっしゃいますので、簡単に本協議会の概要を説明させていただきます。

本協議会は障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい福祉サービスを円滑に実施するために設置され、年齢・性別・状態等を問わず、誰にとっても住みやすく、生活しやすいまちづくりを目指す協議会です。

この協議会は、様々な関係機関の方により構成され、障がいのある方及びそのご家族に関する支援策等を中心に協議しつつ、障がいのある方及びそのご家族とあらゆる周囲の環境・地域との接点で潤滑油のような役割を果たします。

それでは、各部会について簡単にご説明致します。1ページをご覧ください。

まず、就労支援部会につきましては、障がいのある方の就職や実習などがスムーズにできるよう、その基盤整備を目的に障がいのある方と企業それぞれのニーズや課題解消に繋がる活動をしております。

令和5年度の活動方針は、障害者就労施設物産展については、月2回（第2・4木曜日）の開催を継続予定で、市役所以外での販売方法の検討をしていきます。

また、優先調達法の周知については、優先調達パンフレットの活用を含め、検討していきます。

次に企業が雇用する際の有益な情報を事業者向けに提供する「障害年金制度説明会」については、令和5年秋ごろの実施を企画していきます。

また、多くの参加者を募ることができるよう、周知方法についても検討していきます。

障害福祉計画における重点施策「チャレンジドオフィスの調査・研究」については、今後も市から意見照会があった際は、部会から回答・提案をしていきます。

2 ページをご覧ください。

地域生活支援部会につきましては、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、関係機関とのネットワークの構築、災害時に対応するための課題の整理や落ち着いて行動するための仕組みづくりの研究・調整等の活動を実施しております。

令和5年度の活動方針は、引き続き障がいのある方及びそのご家族等が安心して地域で暮らせるために、地域の支援者を含めた関係機関のネットワークの構築、災害に対応するための課題の整理、地域の見守り体制の強化について検討するために、まずは部会員の民生委員への理解を深めていきます。

また、有事の際における支援について勉強したいとの希望があったため、防災や災害時の地域支援の在り方について具体的に検討するための勉強会を行います。

令和3年度から作成している「地域の支援者のための連絡網」についても、福祉ガイドブックと併用して、地域の支援者が簡単に連絡先を見つけられるようなものを目指して整備していきます。

3 ページをご覧ください。

子ども部会につきましては、多様な機関で構成され、障がい児支援に関する事項の調査審議や障がいのある子どもの保護者や支援者への支援を目的とした活動を行っています。

令和5年度の活動方針は、スキルアップ講座として、まずは発達障がい当事者の体験談について、ファシリテーターとの対話方式による開催を企画します。

また、講座後の振り返りにて、次回以降の講座の題材を検討し、企画していきます。

次に子育て交流会は、市役所内の会議室で毎月第2火曜日10:00～12:00の開催を継続します。

また、新たな参加者を増やすため、開催方法や周知方法を検討します。

4 ページをご覧ください。

権利擁護部会につきましては、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくり」を目標に、啓発活動を行っています。

令和5年度の活動方針は、まずはあったかふつつエンジョイトークにつきましては、市民も参加しやすいテーマと、主に事業者向

けのテーマを用意し、誰でも参加しやすい勉強会の開催を検討し、参加者の増加を目指します。

次に調査・研究につきまして、コロナ禍前の「調査・研究班」としての活動を再開できるように、題材の検討を進めていきます。

次に5ページをご覧ください。

只今説明いたしました4つの部会とは別に、協議会全体の運営を円滑に行うための「連絡調整会議」、障がいと理由とする差別の解消の推進に関することを協議・検討する「障害者差別解消会議」

6ページをご覧ください。

協議会の広報活動に関することを協議・検討する「広報会議」と、月に1回市内の事業所職員等が参加しており、事例検討を行っている「相談支援関係事業所連絡会」の4つの会議が設置されており、例年どおり必要に応じて会議を開催してまいります。

簡単ではございますが、以上で「議題1 各部会等の令和5年度の活動方針について」の説明を終わらせていただきます。

三沢議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、議題1について説明がありましたけれども、皆さんからご意見やご質疑、ございますか。

(意見等なし)

よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質疑はありませんので、「議題1 各部会等の令和5年度の活動方針について」はご了承頂きたいと思えます。

2) **富津市基幹相談支援センターの令和4年度事業実績報告及び事業評価について**

三沢議長

続いて、議題(2)「富津市基幹相談支援センターの令和4年度事業実績報告及び事業評価について」を議題と致します。

事務局と富津市基幹相談支援センターより、説明をお願いします。

平野課長

それでは、議題(2)「富津市基幹相談支援センターの令和4年度実績報告及び事業評価について」、説明させていただきます。

まずは簡単に富津市基幹相談支援センターの概要を説明させていただきます。

富津市基幹相談支援センターは、障がいのある方やそのご家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であります。

令和2年度中に公募型プロポーザル方式により社会福祉法人薄光会と委託契約を締結し、令和3年4月1日に開設いたしました。

職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士等の資格を有する専門職を4名配置し、

- ・障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

- ・相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組 など

富津市基幹相談支援センター設置要綱に定める7つの業務を実施しております。

基幹相談支援センターの運営に関しましては、国の地域生活支援事業実施要綱において、市町村は、基幹相談支援センターを委託するに当たっては、協議会等において、実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこととなっています。

今回、委員の皆様には、令和4年度の事業実績報告及び事業評価についてご説明させていただき、ご意見を伺いたく、お願いさせていただきます。

なお、詳細につきましては、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の大森管理者からご説明させていただきます。

#### 【富津市基幹相談支援センター 大森管理者説明】

資料2 15 ページ各事業実施計画の事業評価総括表をご覧ください。業務ごとに委託先である「富津市基幹相談支援センター」の自己評価と市の評価を記載しております。

自己評価は、136点/225点、市の評価は、145点/225点で、100点満点に換算すると、自己評価は、60.4点、市の評価は、64.4点となります。

市の総評といたしましては、概ね実施計画どおり出来ているこ

と。

また、相談支援については、他機関との重複ケースが、1件1件のケースに丁寧に対応を図ることが出来ていたことから、令和5年度も引き続き、「富津市基幹相談支援センター」と委託契約を締結し、事業を実施しております。

以上で、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和4年度実績報告及び事業評価について」のご説明を終わります。

三沢議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

清川委員

業務内容（7）「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に関する事」の活動報告にある基幹の自主企画である「家族の小さな勉強会」について、勉強会でどんな内容が話されているのか、どんな方が参加しているか教えてください。

基幹相談支援センターえこ  
大森管理者

精神障がいのある方と同じくらいその家族も疲弊しているという形のニーズを伺っています。あの家族とあの家族とあの家族と一緒に勉強会を行うことができたらいいなところからこの勉強会は始まりました。今は3家族のお母さまやお父さまが参加しています。今度は、放課後等デイサービス事業所にも参加してもらうことを計画しています。

清川委員

参加者のご家族は、当事者が全て同じ精神の病名や症状の方ですか。

基幹相談支援センターえこ  
大森管理者

診断書には、統合失調症の方もいますが、3家族とも当事者のベースには発達障がいのあるご家族が参加しています。

三沢議長

他にご意見、ご質問はございますか。

（意見等なし）

よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問はありませんので、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和4年度事業実績報告及び事業評価について」はご了承頂きたいと思っております。

3)

**富津市地域生活支援拠点の令和4年度運用評価について**

三沢議長

続いて、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和4年度運用評価について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

平野課長

それでは、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和4年度運用評価について」、説明させていただきます。

地域生活支援拠点について、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、簡単に概要を説明させていただきます。

地域には障がいのある方等を支える様々な資源が存在していますが、それらの間の有機的な結びつきが、必ずしも十分とはいえない状況となっています。今後、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方及びそのご家族が、地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談体制や必要に応じた受け入れ態勢等の整備を図ることを目的としています。

国が示す、地域生活支援拠点が整備する機能は、「相談支援」の機能、「緊急時の受入れ・対応」の機能、「体験の機会・場」の機能、「専門的人材の確保・養成」の機能、「地域の体制づくり」の機能の5つがあります。

この5つの機能を有機的に結び付け、地域生活支援拠点を円滑に実施するため、基幹相談支援センターが、全体のコーディネートを担います。

早期の運用開始に向け、地域生活支援拠点事業における5つの機能の基本的な運用方法等について定めた、「富津市地域生活支援拠点運用方針（案）」を作成し、令和4年4月28日に地域生活支援拠点事業に参加意向のある障害福祉サービス事業所に対し、説明会を開催し、事業所からの意見を調整した後、5月中に富津市地域生活支援拠点運用方針を決定し、6月1日からの運用開始したところでございます。

資料3「富津市地域生活支援拠点 令和4年度運用評価シート」をご覧ください。

この運用評価シートは、各機能の機能概要、運用方針、令和4年度の運用状況、令和5年度の運用方針などが記載されています。

運用当初から同時に全ての機能を整備・開始することは非常に

困難であることから、令和4年度は、優先順位をつけ、「地域の体制づくり」の機能の1部と「相談支援」の機能と「体験の機会・場」の機能の整備・開始に向けて取り組んでまいりました。

まず、「機能名称」が「⑤地域の体制づくりの機能」で「富津市の運用方針」が「(1) 地域住民への理解促進」の「令和4年度運用状況」については、各地区地域包括支援センター、富津市ケアマネジャー協議会、民生委員児童委員会及び、相談支援連絡会議等で、周知を図りました。「課題と令和5年度運用方針」については、地域住民との連携体制が不可欠なので、引き続き、周知活動を行います。また、今年度4月に行われた区長会議にて周知を図りました。

続いて、「機能名称」が「①相談支援機能」の「富津市の運用方針」は、(1) 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録、(2) 常時の連絡体制を確保、(3) 障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援となっています。

「令和4年度運用状況」については、基幹相談支援センターや相談支援事業所が把握している優先順位の高い対象者や地域で身近に関わる方からの相談によって、台帳登録と緊急時対応情報シートの作成を行いました。

また、台帳登録されている何名かについて、基幹相談支援センター、相談支援事業所と市で行った個別支援会議で、今後の必要な支援について検討を行い、対応方針を決めました。

「課題と令和5年度運用方針」については、現段階の登録件数は少ないため、引き続き、事前把握・登録に努めます。新たな取り組みとして、障害福祉サービスにつながない特に療育手帳所持者で優先順位の高い対象者へ、手紙での周知を行い、必要に応じて、自宅訪問での説明し、登録を促していきます。

続いて、「機能名称」が「③体験の機会・場の機能」の「富津市の運用方針」は、(1) 障がいのある方のニーズに合った体験の機会・場の設定をし、支援となっています。

「令和4年度運用状況」については、①相談支援機能の個別支援会議が、年度末になってしまったことで、対応方針が決まっても、体験の機会・場の機能の利用の調整までは至りませんでした。

「課題と令和5年度運用方針」については、対応方針が決まっ

ている方については、本人に合った体験の機会・場の機能の利用の調整を進めます。

①相談支援機能の個別支援会議で対応方針が決まったが、対象者自身が、サービスの利用に否定的な場合、その方へのアプローチの方法が、現段階では本人から意向があるまで待ちの状態になってしまうことに課題がありますので、対応方法について検討してまいります。

その他の②緊急時の受入れ・対応機能、④専門的人材の確保・養成機能、⑤地域の体制づくりの機能の一部については、令和5年度運用開始を目指し、取り組んでまいります。

以上が、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和4年度運用評価について」のご説明となります。

三沢議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

（意見等なし）

よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問はありませんので、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和4年度運用評価について」はご了承頂きたいと思います。

4) **いきいきふっつ障がい者プラン 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告について**

三沢議長

続いて、議題（4）「いきいきふっつ障がい者プラン 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

平野課長

それでは、議題（4）「いきいきふっつ障がい者プラン 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告について」、説明させていただきます。

資料4-1「いきいきふっつ障がい者プラン 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の策定方針」の1ページをご覧ください。

まず始めに、いきいきふっつ障がい者プランとはどのような計画なのかについて、簡単に説明させていただきます。

いきいきふっつ障がい者プランは、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画で、施策を推進するための基本理念を定め、障害福祉及び障害児福祉サービス等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となる「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を策定している計画でございます。

現計画である「いきいきふっつ障がい者プラン 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、計画に基づいて各種施策の進展を図っているところでございますが、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間が今年度末をもって終了することから、次期計画として令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とした第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を今年度中に策定する必要があります。そこで、策定にあたり、基本的な方針をお手元資料4-1の「いきいきふっつ障がい者プラン 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）策定方針」のとおり定めたところでございます。それでは「1. 策定の背景と趣旨」から順にご説明いたしますが、策定の背景と趣旨につきましては、只今申し上げたとおりでございますので、割愛させていただきます。

続きまして「2. 計画の役割と位置付け」でございますが、(1)の障害者総合支援法第88条第1項及び、(2)の児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスや障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、各法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものと、(3)国の基本指針や県の障害福祉計画及び障害児福祉計画を踏まえるとともに、「富津市みらい構想」をはじめ、各種関連計画と連携・整合を図りながら策定することとしております。

2ページをご覧ください。

「3. 策定期間」でございますが、令和6年3月を期限に策定してまいります。

「4. 計画期間」でございますが、令和6年度から8年度までの3年間でございます。

「5. 計画で定める事項」でございますが、障害者総合支援法第88条第2項各号及び第3項各号に定める事

項と、児童福祉法第33条の20第2項各号及び第3項各号に定める事項でございます。

簡単に申し上げますと、各法ともに第2項は障害福祉又は障害児福祉サービスの提供体制の確保に係る目標と必要な量の見込みを計画に定めることが義務化されており、第3項は計画に定めた必要な見込量の確保のための確保方策と関係機関との連携に関する事項を定めるよう努めることとされております。

「6. 計画の基本となる理念」でございますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画は法定計画であることから、障害者総合支援法、児童福祉法、国の基本指針に定める基本理念を踏まえて策定するとともに、本市の関連計画との整合を図り、富津市みらい構想における障がい者及び障がい児の福祉に関連する基本的な施策の方向に基づき、計画の推進にあたることとしております。

3ページをご覧ください。

「7. 計画策定の基本的な視点」でございますが、3つの視点に立って計画を策定してまいります。

①につきましては、現計画の効果検証を行い、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図ります。

②につきましては、法定の計画部分は国の基本指針に即して策定します。

③につきましては、施策の総合的な展開を示す部分を障がい者及び障がい児を対象としたアンケート等による意見を踏まえながら、施策の構築を図ります。

4ページをご覧ください。

「8. 計画の対象者」でございますが、障害者基本法をはじめとした、各関連法に規定される障がいのある方すべてとしております。

9. 計画の策定体制でございますが、計画の策定にあたり、2つの会議体により施策の調整・検討や審議を行います。

(1) 本協議会においては、計画内容等についての審議を行っていただくと共に、いただいたご意見を計画に反映させてまいります。

(2) 検討委員会（庁内）においては、関係各部署の担当課長で

構成する検討委員会を立ち上げて、本協議会へ諮問するため、施策の調整・検討を行います。

また、(3) 障害福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、アンケート調査を上記 8. の計画の対象者から 1,500 人を抽出し、実施する予定です。

更に、(4) 広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメントも実施し、計画策定に取り組むこととしております。

資料 4-2 「いきいきふっつ障がい者プラン 第 7 期障害福祉計画（第 3 期障害児福祉計画）策定業務スケジュール」をご覧ください。

6 月からアンケート調査票の検討を行い、7 月中旬を予定しております次回協議会にてアンケート（案）を確認していただき、8 月にアンケート調査を実施します。

その後 9 月末までに結果の集計及び分析を行い、10 月末までにアンケート結果報告書及び計画素案を取り纏め、11 月下旬を予定しております第 3 回協議会にて確認していただきます。

1 月にパブリックコメントを実施、2 月には計画最終案を作成し、2 月下旬を予定しております第 4 回協議会にて確認していただき、3 月に計画策定及び公表をいたします。

最後に、富津市の障害福祉計画及び障害児福祉計画では、「障害」という表記について、漢字の「害」という字の否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて平仮名表記で策定いたします。

簡単ではございますが、以上で議題（4）「いきいきふっつ障がい者プラン 第 7 期障害福祉計画（第 3 期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告について」の説明とさせていただきます。

三沢議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

（意見等なし）

よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問はありませんので、議題（4）「いきいきふっつ障がい者プラン 第 7 期障害福祉計画（第 3 期障害児

	福祉計画)の策定方針及び策定スケジュールの報告について」は ご了承頂きたいと思います。
5)	その他
三沢議長	続いて、議題(5) その他ですが、委員の皆様から何かござい ますか。  (意見等なし) 事務局から何かありますか。
福原課長補佐	事務局より、ご連絡させていただきます。 例年、計画策定年度につきましては、先ほどご説明させていた だきましたとおり、本会議は年間4回の開催を予定しております。 第2回目の会議は令和5年7月中旬頃を予定しております。 開催日の1か月前にご連絡させていただきますので、ご承知の ほど、よろしくお願い申し上げます。 事務局からの連絡は以上となります。
三沢議長	その他に何かありますでしょうか。  (意見等なし) なければ、以上をもちまして、令和5年度第1回富津市障害者 総合支援協議会を終了致します。 ご協力ありがとうございました。
4. 閉会	(15:34)